

第三種動物用医療機器製造販売業許可証

氏名又は
名 称 有限会社 新東洋製作所

主たる機能を
有する事務所
の所在地 埼玉県川口市赤井二丁目13番22号

主たる機能を
有する事務所
の名称 有限会社 新東洋製作所

許 可 の
有効期間 令和3年12月26日から
令和8年12月25日まで

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第23条の2第1項の規定により許可を受けた第三種動物用医療機器の製造販売業者であることを証する。

令和3年12月13日

農林水産大臣 金子 原二郎